

会 議 録

名 称		令和6年度 第1回 中央区都市計画審議会
開催年月日・場所		令和6年8月1日（木） 午前10時から10時47分まで 中央区役所10階第1委員会室
出席者の氏名	委員	市川宏雄会長、苦瀬博仁委員、鈴木誠委員、饗庭伸委員、 後藤公夫委員、谷澤信一委員、三田芳裕委員、山内栄一郎委員、 瓜生正高委員、磯野忠委員、海老原崇智委員、高橋元気委員、堀田弥生委員、山本理恵委員、 奥村暁子委員、梶谷優香委員
	幹事	吉田不曇幹事（副区長）、生島憲幹事（企画部長）、石戸秀明幹事（企画部参事）、 三留一浩幹事（環境土木部長）、早川秀樹幹事（都市整備部長）、 溝口薫幹事（都市整備部都市活性プロジェクト推進室長）、 北澤千恵子幹事（教育委員会事務局次長）、登り伸太幹事（企画部副参事）、 池田大介幹事（管理調整課長）、大野泰裕幹事（交通課長）、 坪川史朗幹事（環境土木部副参事）、鎌田智之幹事（環境課長）、 白石学幹事（水とみどりの課長）、金広直樹幹事（道路課長）、 川島理恵子幹事（都市計画課長）、菊池幸太幹事（地域整備課長）、 福島真一郎幹事（まちづくり事業担当課長）、落合秀行幹事（都心再生推進課長）、 水野敬介幹事（基盤事業調整課長）、田中智也幹事（警視庁中央警察署交通課長） 上野晃宏幹事（警視庁築地警察署交通課長）、堀井洋一幹事（東京消防庁京橋消防署予防課長）、 仲野友康幹事（東京消防庁日本橋消防署予防課長）
議事の要旨等		<p>1 開会</p> <p>2 議題審議</p> <p> 諮問第1号</p> <p> 都市計画駐車場の変更について</p> <p> （第12号西銀座駐車場）</p> <p> 諮問第2号</p> <p> 東京都市計画公園の変更について</p> <p> （中央第15号千代田公園）</p> <p>3 その他</p> <p> 区内における都市基盤整備及び都市活性プロジェクトの動向について</p> <p>4 閉会</p>
審議の経過		別紙のとおり

1 開会

- 事務局担当幹事（都市計画課長）から、令和6年度第1回中央区都市計画審議会の開会が宣言された。

2 会長の選任

- 委員の再任及び新任に伴い、中央区都市計画審議会条例第5条の規定により会長を互選により定める必要があり、互選の結果、市川宏雄委員が会長に選任された。

3 議題

(1) 諮問第1号

- 諮問第1号「都市計画駐車場の変更について（第12号西銀座駐車場）」の審議にあたり、会長が説明を求めた。
- 幹事（管理調整課長）から、諮問第1号の都市計画についてスクリーン及び資料を用い説明がなされた。
- 諮問内容について委員が審議を行った。

(主な意見の内容)

- ・ 銀座八丁目の民間建築物の建て替えに伴って、今回エレベーターをつけてバリアフリー化するということだが、この建て替えられるビルは、どのようなビルで、どのような施設が入っているのか。また、現状、この地下駐車場には、他にエレベーターがあるのか、さらに今後も増やしていく計画があるのか。最後に、銀座六丁目の給気風洞について、新たに設置をするということなのか、既に設置されているものを今回の駐車場の区域に追加していくのか。
- 今回の建物の概要等について、用途は、事務所、店舗、今回の駐車場で、高さは56メートル、地下2階、地上13階の1棟建ての計画である。エレベーターについては、現在、基数は把握できていないが銀座一丁目側などにも設置されている。今回のように沿道での建築行為を行った場合に、また駐車場の施設として機能するというので、沿道の建物の方々からそのような届出があった場合に、この都市計画の変更は行われる。給気風洞については、既に出来上がっているもので、施設を管理している建物側の方から、この機能としては駐車

場に寄与しているということで届出があったため、今回新たに追加させていただいた。

- 諮問第1号について採決を行い、委員全員の賛成により、本案について適当と認め、区長に答申することとした。

(2) 諮問第2号

- 諮問第2号「東京都市計画公園の変更について（中央第15号千代田公園）」の審議にあたり、会長が説明を求めた。
- 幹事（管理調整課長）から、諮問第2号の都市計画についてスクリーン及び資料を用い説明がなされた。
- 諮問内容について委員が審議を行った。

(主な意見の内容)

- ・ 立体都市公園制度については、ケースによっては問題があることも指摘されており、注意深く見ていく必要があると思うが、今回、この制度の趣旨にのっとって公園の地下の部分を活用し、公園の利用者を増やしていく計画で、トイレを整備して数も増やし、防災機能もさらに広げていくということで、反対するものではないと思っている。公園の種別については、小公園から街区公園に変更されるということだが、どのような違いがあるのか。また、災害時の一時避難場所としての機能も向上するということだが、受け入れていく人数がどのように増えるのか。そして、浜町河岸通りにかかる連絡橋から屋上部分、地上に降りてくる部分で、スロープのように緑色で塗られている部分について、この傾斜部分の面積は、公園全体の中で何割程度になり、このスロープになる部分の活用についてどのように考えているのか。アスレチックや水を流すじゃぶじゃぶ池等、この傾斜を生かした設備や遊具を設置していくことを提案させていただきたい。
- 小公園と街区公園について、こちらは都市計画法の中での言葉が変更となり、位置づけや考え方は同じである。避難所の受入れ人数、スロープのつくり込み等については、今後、設計を行っていく中で、地域とも話をしながら考え方を示していきたいと考えている。スロープ部分の面積は約4分の1として約500平方メートル程度となる。
- ・ 小公園という言葉が街区公園に変わることに、もともとは震災復興公園で、関東大震災で東京が壊滅的になったとき、東京都が施行した小中学校と公園を一体化して避難できるよ

うな施設の1つであり、小公園と呼んだ。周辺環境や制度が変わり現在に至るが、この公園の計画が出されたのは震災復興後100年近く前であり、戦後、両方分けるようになったことから別用途使用されていたという経緯がある。中央区は公園となるような土地が少ない中で、周辺環境に合わせて、防災というもともとの公園機能を強化するような形で、水辺と密接に結びつけるような公園であることはとても評価できると思う。

○ 諮問第2号について採決を行い、委員全員の賛成により、本案について適当と認め、区長に答申することとした。

4 その他

○ 幹事（都心再生推進課長）から「区内における都市基盤整備及び都市活性プロジェクトの動向について」について、スクリーン及び資料を用い説明がなされた。

（主な意見の内容）

・特になし

5 閉会

○ 会長から、令和6年度第1回中央区都市計画審議会の閉会が宣言された。